

グローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムに関するハンガリー

特許庁(HIPO)への申請手続(仮訳)

出願人は、先行庁出願を基礎として、以下の申請要件を満たすハンガリー特許庁への出願につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで、グローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)試行プログラムに基づく早期審査を申請することができます。GPPH試行プログラムを申請する場合は、出願人は申請フォーム([グローバル PPH 申請フォーム](#))をハンガリー特許庁へ提出してください。

第一部 - 国内(パリ条約)出願の審査結果を利用した GPPH

出願人は、GPPH に基づく早期審査の申請書に関連書類を添付し提出することで、ハンガリー特許庁(HIPO)に GPPH に基づく早期審査を申請することができます。ハンガリー特許庁への GPPH に基づく早期審査申請要件は、第一節に示されており、その関係書類については第二節で説明します。

第一節

申請要件

(a) PPH を申請するハンガリー出願および対応する先行庁出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。

例えば、ハンガリー出願(以下、「当該出願」という)(PCT 出願の国内移行出願も含む)が、

- i) 先行庁出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である(別紙 IA 参照)、又は、
- ii) 先行庁出願(PCT 出願の国内移行出願も含む)に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である(別紙 IA 参照)、又は、
- iii) 先行庁出願(PCT 出願の国内移行出願も含む)と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙 IA 参照)、又は、

iv)優先権主張を伴わない PCT 出願の国内移行出願であって、当該ハンガリー出願および対応する先行庁出願が同一の PCT 出願の国内移行出願であること(別紙 IA 参照)

(b) 当該出願に対応する先行庁出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

対応する出願には、当該出願の優先権主張の基礎となる出願、優先権主張の基礎となる先行庁出願から派生した出願(例えば先行庁出願の分割出願)、PCT出願の先行庁における国内移行出願があります。

各先行庁において具体的にどのような場合に請求項が特許可能と判断されたことになるかは別紙 IB を参照してください。

(c) PPH に基づく早期審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する先行庁出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が先行庁出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が先行庁出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

この点で、先行庁出願の請求項において、明細書(明細書及び/又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

先行庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、先行庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、ハンガリー特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PPH プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、先行庁出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

(d) 審査請求

・GPPH 申請時、または、その前に、実体審査の請求が行われて、料金が支払われていること。

・ハンガリー特許庁が最終通知「特許登録意向の通知」(その通知のタイトルは“SM”)をまだ発行していないこと。

第二節

提出書類

次の(A)～(D)の書類を GPPH の申請書に添付して提出する必要があります。

(A) 対応する先行庁出願の特許性に関連したオフィスアクションの写し、及び当該オフィスアクションの翻訳文(1)。

翻訳言語はハンガリー語又は英語のいずれでも構いません。

オフィスアクションの写しが先行庁のドシエ・アクセス・システムにおいて提供されている場合は、出願人は提出する必要がありません。ハンガリー特許庁の審査官が先行庁のドシエ・アクセス・システムを通してオフィスアクションの写しを入手できない場合は、出願人は通知を受け提出するよう求められます。

(1)翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳されたオフィスアクション又は請求項の概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

(B) 先行庁で特許可能と判断された請求項の写し、及び当該請求項の翻訳文。

翻訳文の言語としてハンガリー語又は英語が利用可能です。翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳された請求項の概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

特許可能と判断されたすべての請求項の写しが先行庁のドシエ・アクセス・システムにおいて提供されている場合は、先行庁で特許可能と判断された請求項の写し、及び当該請求項の翻訳文について、ハンガリー特許庁の審査官は入手することができるため、出願人は提出する必要がありません。ハンガリー特許庁の審査官が先行庁のドシエ・アクセス・システムを通して特許可能と判断されたすべての請求項の写しを入手できない場合は、出願人は通知を受け提出するよう求められます。

(C) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する先行庁出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください(別紙の請求項対応表参照)。

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には十分に対応していることを説明して下さい。

(D) 対応する先行庁出願のオフィスアクションにおいて先行庁の審査官が提示した引用文献の写し

引用文献が特許文献であれば、通常ハンガリー特許庁が有していますので、提出を省略できます。ただし、ハンガリー特許庁が有していない文献の場合には、ハンガリー特許庁の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また非特許文献は、提出を省略できません。なお、引用文献について翻訳文の提出は不要ですが、ハンガリー特許庁が翻訳文を入手困難の場合には、出願人は翻訳文の提出を求められます。

留意点

なお、上記(A)～(D)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいてハンガリー特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

その他留意点

基本的には、ある特定の不備を訂正するために出願人に与えられた機会の数に制限はありません。しかし、同じ不備を訂正するための機会は、出願人に追加で与えられません。

第二部 - PCT 国際段階成果物の利用

出願人は、PCT-GPPH に基づく早期審査の申請書に関連書類を添付し提出することで、ハンガリー特許庁(HIPO)に PCT-GPPH に基づく早期審査を申請することができます。ハンガリー特許庁への PCT-GPPH に基づく早期審査申請要件は、第一節に示されており、その関係書類については第二節で説明します。

第一節

申請要件

PCT-GPPH に基づくハンガリー特許庁への出願が下記(a)~(d)の要件を満たしている必要があります。

(a) 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)のうち、最新に発行されたものにおいて、(新規性、進歩性、産業上の利用可能性の観点から)特許性「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は付録 A に記載された機関のうち一つが国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限り、優先権主張の基礎となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません(別紙 2 図 A' を参照してください。ZZ は任意の国内出願)。国際調査報告(ISR)のみに基づいて PCT-GPPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎とする最新国際段階成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見に対応する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について釈明しなければなりません。この場合、出願人が特許性について何ら釈明をしないとき、その出願は PCT-PPH 申請の対象となりません。なお、釈明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見に対応する補正がなされたか否かは PCT-PPH の対象となるか否かの判断に影響しません。

(b) 当該出願と「対応する国際出願」は下記いずれかの関係を満たす(対応する国際出願の ISA/IPEA と同じである場合を含む)。

- i) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。(別紙 2 図 A、A'、A'' 参照)
- ii) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっている。(別紙 2 図 B 参照)
- iii) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。(別紙 2 図 C 参照)
- iv) 当該出願は、対応する国際出願を基礎とする国内出願である。(別紙 2 図 D 参照)
- v) 当該出願は上記 (i) ~ (iv) のいずれかの関係を満たす出願の派生出願(分割出願等)である。(別紙 2 図 E1、E2 参照)

(c) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際段階成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が最新国際段階成果物で特許性有りとして示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が最新国際段階成果物で特許性有りとして示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。

この点で、最新国際段階成果物で特許性有りとして示された請求項において、明細書(明細書及び/又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新国際段階成果物で特許性有りとして示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際段階成果物で特許性有りとして示された請求項が製品を製造する方法に関する請求項のみからなり、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PCT-PPH の申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、最新国際段階成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

(d) **審査請求**

・GPPH 申請時、または、その前に、実体審査の請求が行われて、料金が支払われていること。

・ハンガリー特許庁が最終通知「特許登録意向の通知」(その通知のタイトルは“SM”)をまだ発行していないこと。

第二節

PCT-GPPHに基づく早期審査を申請する場合の提出書類

次の(A)~(D)の書類をPCT-GPPHの申請書に添付して提出する必要があります。引用文献における例外を除き、この段落の下にあるすべての文書は、作成されなければなりません。あるいは、ハンガリー語または英語に翻訳されなければなりません。

(A) 特許性有りと判断が記載された最新国際段階成果物の写し

当該出願が上記 1.1 (A)の要件を満たす場合、当該出願の包袋情報の一部として特許性に関する国際予備報告 (IPRP) の写しとその英語の翻訳文が含まれるため、出願人はそれらの提出を省略することができます。さらに、“PATENTSCOPE (登録商標)”で当該最新国際段階成果物の写しと、その英語の翻訳文が取得可能である場合、ハンガリー特許庁から要求されない限り、出願人はそれらの提出を省略することができます。(通常、WO/ISA は“IPRP Chapter I”として、また IPER は“IPRP Chapter II”として優先日から 30 月で利用可能となります)

翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳されたオフィスアクション又は請求項の概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求められます。

(B) 最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項の写し

“PATENTSCOPE (登録商標)”で特許性有りと示された請求項の写しが取得可能(または、当該出願の国際公開パンフレットが発行済み)である場合、出願人はその提出を省略することができます。ただし、ハンガリー特許庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。特許性有りと示された請求項の翻訳文が必要な場合には、PATENTSCOPE は提供していないため、出願人は提出を求められる場合があります。

(C) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する国際出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください(別紙の請求項対応表参照)。

(D) 最新国際段階成果物で提示された文献の写し

引用文献が特許文献であれば、通常ハンガリー特許庁が有していますので、提出を省略できます。ただし、ハンガリー特許庁が有していない文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また非特許文献は、提出を省略できません。なお、引用文献について翻訳文の提出は不要ですが、出願人が引用文献の迅速な検討を望む場合には、PCT-GPPH に基づく早期審査を申請するときに裏づけ資料として翻訳文を提出することができます。

その他留意点

基本的には、ある特定の不備を訂正するために出願人に与えられた機会の数に制限はありません。しかし、同じ不備を訂正するための機会は、出願人に追加で与えられません。